

伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成15年 3月7日	合併協議会提案	平成15年 3月17日
--------	------------	---------	-------------

協議項目(番号)	新町の事務所の位置 (項目 No. 4)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	新町の事務所の位置は、伊方町湊浦1993番地の1とする。		【調整方針確認日】 平成15年 4月17日

留意事項	先進事例	備考
<p>事務所の位置については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないと定められています。</p> <p>新町の事務所の位置は地方自治法の規定により条例で定めることとなり、あらかじめ合併協議会の場で協議する必要がある。</p> <p>【事務所設置関係法令】 地方自治法（昭和22年法律67号）</p> <p>{事務所の設置又は変更}</p> <p>第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。</p> <p>3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。</p> <p>{支所・出張所の設置}</p> <p>第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。</p> <p>2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。</p>	<p>ひたちなか市（勝田市・那珂湊市）平成6年11月1日合併 分庁方式</p> <p>事務所の位置は、旧勝田市役所（理由：位置的に新市の中央であるため）。那珂湊市庁舎は支所に（理由：窓口サービスが低下しないようにするため。旧庁舎周辺の経済的な影響に配慮）。本庁に企画管理部門及び支所が所管する区域（旧那珂湊市）以外の区域に関する事務を掌握、新庁舎の建設予定はない。</p> <p>篠山市（篠山町・西紀町・丹南町・今田町）平成11年4月1日合併 総合支所方式</p> <p>事務所の位置は旧篠山町役場（理由：新市域の中心に位置している。新市の人口が集積している。周辺地域に公共的機関が多い。旧篠山町庁舎は比較的大きくて新しい。周辺の施設を改良して庁舎別館として使用することが可能である）。篠山町を除く他の3町役場は、それぞれの行政区域を所管する支所とし、従来の支所と合わせて5支所に各支所には地域振興・住民・福祉・業務管理・収納の5担当を設置（理由：窓口サービスを低下させないため。住民の役場が遠くなるという不安をなくするため）。</p> <p>西東京市（田無市・保谷市）平成13年1月21日合併 分庁方式</p> <p>事務所の位置は旧田無市役所。両庁舎を同格として位置づけ、旧田無市役所を「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称し、都市整備部と教育委員会等を保谷庁舎に配置した。また、市民の日常生活に不安を来さぬよう両庁舎に市民部・福祉部の一般的な受付、相談窓口を配置する。両庁舎は、築後18年、32年であり、建て替え等は検討されていなかったため、現庁舎の有効活用を考えた。新庁舎の建設予定はない。合併年度末までの組織・機構は現状を維持、合併後事務レベルにおいて窓口部門を除く分庁の具体的手法を検討。</p> <p>さいたま市（浦和市・大宮市・与野市）平成13年5月1日合併</p> <p>事務所の位置は当分の間、旧浦和市役所。大宮市・与野市庁舎については現庁舎の活用方法を検討する。新庁舎は、さいたま新都心周辺地域が望ましいという意見を踏まえ、新市成立後、交通の事情・他の官公署との関係など市民の利便性を考慮し、検討する。またこの検討方法については市民参加による審議会の設置などその協議方法を含め、新市成立後、速やかに検討を開始する。新市成立後速やかに庁舎建設基金を創設する。</p> <p>さぬき市（津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町）平成14年4月1日合併 総合支所方式一部分庁方式</p> <p>事務所の位置は当面、築後間もない志度町役場（理由：志度町庁舎は比較的大きくて新しい）、津田町に教育委員会、大川町に水道局、寒川町に情報政策部門（CAT）、長尾町に福祉事務所を配置する。</p> <p>東かがわ市（引田町・白鳥町・大内町）平成15年4月1日合併 分庁方式（当面の間）</p> <p>事務所の位置検討小委員会において検討し、事務所の位置は当面、白鳥町湊字水入1847番地1。新庁舎の位置は、建設するとすれば、白鳥町湊又は白鳥地内</p>	<p>支所・出張所の定義 （自治用語事典より）</p> <p>{支所}</p> <p>支所は、市町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務をつかさどる事務所。 （行実昭 33.2.26）</p> <p>支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の配置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とする。 （行実昭 23.11.20）</p> <p>{出張所}</p> <p>出張所は、住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてすみ程度の事務を処理するため設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長である。 （行実昭 33.2.26）</p> <p>< 県内先進地域 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・南宇和合併協議会 （内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町） 事務所の位置選定小委員会を設置して検討中 ・宇摩合併協議会 （川之江市、伊予三島市、新宮村、土居町） 事務所の位置等検討小委員会を設置して検討中 ・内子町・五十崎町合併協議会 新町の名称：内子町 新町の事務所の位置：五十崎町

項目	伊 方 町	瀬 戸 町	調整の具体的内容
(本 庁) 事務所の位置 施設の規模 構造 敷地面積 建築面積 延床面積 1階 2階 3階 4階 5階 6階 塔屋1 塔屋2 附属 竣工年月日 交通官公署等	伊方町湊浦1993番地の1 6階 鉄骨鉄筋コンクリート造 2,268.20m ² 1,226.55m ² 6,411.84m ² 1,115.29m ² 914.96m ² 1,101.26m ² 1,110.95m ² 905.78m ² 1,132.88m ² 65.36m ² 65.36m ² 平成13年6月15日 伊予鉄南予バス(八幡浜-伊方) {国} 愛媛県庁サロセンター 伊方郵便局・町見郵便局 四国電力伊方発電所	瀬戸町三机乙3003番地の6 3階 鉄骨鉄筋コンクリート造 772.10m ² 2,123.67m ² 587.50m ² 586.00m ² 620.41m ² 28.45m ² 301.31m ² 昭和54年9月 日 伊予鉄南予バス(八幡浜-瀬戸) {国} 瀬戸郵便局・大久郵便局	
(支 所) 名称 位置 所管区域	町見支所 伊方町九町1番耕地 1800番地の6 大字九町及び大字二見	四ツ浜支所 瀬戸町大久1130番地 大久、川之浜、田部、神崎、 高茂	
(出張所) 名称 位置 所管区域	二見出張所 伊方町二見甲1236番地の1 大字二見		

{ 合併時の庁舎の利用方式 }

<p>本庁方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2町の組織を1ヶ所の庁舎（本庁）に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、支所、出張所として利用する。 <p>例 現両町の機構と同様となる。</p> <p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務の効率化が図られる。 ・ 住民に与える新町誕生の印象は強い。 ・ 既存施設を利用すると、費用は少なくすむ。 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新庁舎を建設すると多大な費用が必要となる。 ・ 支所となった、庁舎の利用形態を検討する必要がある。
<p>分庁方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2町の従来の庁舎に行政機能を持たせて、現施設に行政部門を振り分け利用する。また、町民の日常生活に支障を来さないよう両庁舎に窓口機能を付加する。 <p>例 町 総務・福祉・厚生部門 町 産業・建設商工部門</p> <p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設利用のため、建設費は改造程度で済む。 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各業務部門別毎に窓口が分散するため住民が戸惑う。住民に対する周知が必要となる。 ・ 住民に混乱を生じさせるおそれもある。日常生活に支障を来さないよう両庁舎に受付、相談窓口が必要である。
<p>総合支所方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町村の庁舎における行政機能をそのまま残す。 ・ 合併前の町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除く住民サービスを提供する総合行政機関 <p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民や職員にとって最も現状に近く、住民サービス及び事務事業の混乱が起きにくく容易に提供でき、違和感がない。 <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数が今と同数程度必要であり、人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務の効率化が生かされない。 ・ 新町の一体感に欠ける面もある。

利用方式例

	合併前	新町発足による利用形態
本庁方式	<p>合併前の伊方町と瀬戸町が、新町(本庁)に統合される。</p>	<p>現在の両町の機構と同じとなる。</p> <p>新町(本庁)が支所 A と支所 B を管轄し、それぞれ出張所を有する。</p>
分庁方式	<p>合併前の伊方町と瀬戸町が、新町のA庁舎とB庁舎に分けられる。</p>	<p>旧庁舎を部門別に振り分け利用し、それぞれ窓口業務も付加</p> <p>新町の事務所の位置は、どちらか一方となる。 各庁舎に行政部門を振り分け利用 A庁舎：総務・財務・産業・建設部門 B庁舎：福祉・厚生・文教・商工観光部門など 両庁舎に窓口機能</p>
総合支所方式	<p>合併前の伊方町と瀬戸町が、新町のA町庁舎とB町庁舎として残る。</p>	<p>2町の庁舎に現両町の行政機能をそのまま残し利用。 両庁舎が総合行政機関としての支所となる。</p> <p>新町の事務所の位置は、どちらか一方となる。</p>

現在の組織・機構

